

## 船舶インシデント調査報告書

令和元年6月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	平成30年10月10日 05時30分ごろ
発生場所	愛知県田原市伊良湖岬南東方沖 伊良湖岬灯台から真方位123°22海里付近 (概位 北緯34°22.7′ 東経137°23.2′)
インシデントの概要	漁船 <sup>こうすい</sup> 光水は、航行中、推進器にロープが絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年10月16日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 光水、19トン
船舶番号、船舶所有者等	AC2-4337（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西南西、風力 1、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の末期 日出時刻：05時52分ごろ
インシデントの経過	本船は、2機2軸船で、船長が1人で乗り組み、かつお一本釣り漁の目的で航行中、船長が、まき網漁の船団の灯船が母船からのロープを引っ張っていると思わなかったため、まき網漁の船団の近くを通過しようとしたところ、両舷推進器にロープが絡まり、両舷主機の運転ができなくなった。 本船は、まき網漁の船団の船舶にえい航されて三重県志摩市 <sup>あのり</sup> 安乗漁港に入港し、推進器に絡んだロープが除去された。
分析	本船は、航行中、まき網漁の船団の近くを通過したことから、両舷推進器にロープが絡まり、両舷主機の運転ができなくなって運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、日出前の薄明時、本船が、航行中、まき網漁の船団の近くを通過したため、両舷推進器にロープが絡まり、両舷主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 操業する漁船等の付近を航行する場合は、ロープ等に注意して十分な距離を保つこと。